

◆ 概要 — 重点事業の取り組み等 —

I 地域共生社会の実現に向けた地域福祉活動の推進

1 地域における福祉活動支援

第4次地域福祉活動計画の最終年度となる令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により様々な活動が制約を受ける中で、地域福祉活動の充実・強化を図るために同計画に掲げた取り組みをはじめ各事業を可能な範囲で進めるとともに、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間とする第5次地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を3月に策定した。

(1) 第5次地域福祉活動計画の策定

活動計画は、地区社協、自治会、ボランティア、福祉、介護、医療、教育関係者、行政など幅広い分野の委員で構成した策定等委員会（阿部重樹委員長）に諮問し、計8回の委員会開催での熱心な議論を経て3月に答申をいただき策定した。

策定にあたっては、住民と行政の協働による地域福祉を推進するため、理念、目標、計画期間及び策定プロセス等を「せんだい支えあいのまち推進プラン（行政計画）」の策定に連動させながら、第4次活動計画の取り組み状況を評価し、また、区・支部区域ごとに住民座談会の開催、市民を対象としたパブリックコメントの実施などを通して、多様な主体や地域住民の意見反映にも努めた。

(2) 地区社会福祉協議会活動への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での福祉活動が停滞せざるを得ない状況が続く中であって、感染防止対策に配慮したサロン活動や見守り活動等を行うにあたっての手法や留意点等を周知するため、リーフレット「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した小地域福祉ネットワークのすすめ方」を作成し、地区社協をはじめ関係者に配布した。

加えて、コロナ禍でも小地域福祉ネットワーク活動が継続できるよう感染防止対策のため少ない人数で開催する場合の人数要件を緩和するとともに、マスクや消毒液の確保等感染症対策を講ずるための助成金を新設するなど、89地区に交付し活動の支援を行った。

また、令和2年度はCSW協働推進地区として20地区を選定し、地域住民による地域課題の把握やその解決に向けた取り組みに対して、本会CSWが積極的に関わり地域住民と共に考える場に参画し、地域づくりを支援した。

(3) 地域包括ケアシステムの推進

本会は、令和2年度より仙台市の第1層生活支援コーディネーター機能を受託することとなった。これまで各地域包括支援センターに配置されている第2層生活支援コーディネーターに対する情報提供や助言の他に、新たに区役所・総合支所と第2層生活支援コーディネーターも交えた三者ミーティングを94回、市役所とのミーティングも6回開催するなど、その連絡調整、連携強化に取り組んだ。

令和2年度は、コロナ禍により期待される役割・機能を十分に果たしえなかった面もあったが、今後の地域福祉活動を見据えながら、可能な範囲で住民向けの情報発信に取り組み、令和3年度以降の地域支援を展開する基盤づくりを進めた。

(4) 担い手の確保及び地域活動支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、毎年企業や施設等の協力を得て開催してきた「夏のボランティア体験会」は中止となったが、一方で地域のボランティア育成講座や地域福祉サポーター養成講座等については、感染防止対策を講じながらオンラインや人数制限を行い開催した。

福祉教育に関しては、例年に比べ実施回数・参加人数とも減少したものの、障害者が講師を務める「障害理解サポーター養成講座」を学校や企業において開催することができた。また、仙台市教育センターと連携して教員を対象とした研修を開催するとともに、コロナ過でのボランティアや地域活動等に関連する取り組みについて情報交換や本会が行う児童・生徒たちの今後の福祉学習やボランティアに関する体験機会の確保などについて仙台市教育委員会と協議する場を持った。

また、学都仙台にふさわしく大学生等のボランティアへの参加を促し、その裾野とネットワークを広げるため、これまで東北福祉大学との間で締結していた「ボランティア活動の連携・協力に関する協約」（パートナーシップ協約）を、新たに東北学院大学、仙台白百合女子大学、東北文化学園大学の3大学とも締結した。

企業の社会貢献への支援としては、子ども食堂や生活困窮者に対する企業などからの食品等の寄贈の際に、その仲介機能を果たしてきた。また、社会貢献活動を通して企業と企業、あるいは企業と地域との結びつきを強化するために開催している「社会貢献・CSRセミナー」や「情報交換会」は、令和2年度はリモート形式で開催した。

子どもの居場所づくりを進めるために、子ども食堂を対象とした助成では、コロナ禍の影響で従前の会食方式を配食や宅食に切り替える事例も多くあったことから、こうした子ども食堂にも新たな助成制度を設け、活動継続の支援を行った。

また、「コミュニティサポート活動グループ育成支援モデル事業」として、地域課題解決に取り組む6団体に助成し、活動の展開にあたってはCSWが企業や社会福祉法人の社会資源を活用するなど団体活動の支援を行った。

以上の教育機関や企業・地域団体等の活動や取り組みについては、本会広報紙「ぼらせん」（年4回発行）にも掲載し、その活動広報・PRに努めた。

(5) 東日本大震災の経験を風化させないための取り組み

復興公営住宅や当該住宅地域のコミュニティ活性化を後押しする「つなぐ・つながるプロジェクト」の一環として、町内会・自治会や地区社協の役員、民生委員児童委員等の地域の活動者や支援者を対象に、新型コロナウイルス感染症の基礎知識を学ぶ講演、及びコロナ禍におけるコミュニティ活動のあり方について情報交換、意見交換を行った。

平成23年の東日本大震災から丸10年という節目にあたることから、この間のコ

コミュニティ再生や新たなコミュニティ形成への取り組み状況と、当事者の方々を対象としたアンケート調査やインタビューも加えて、記録誌「つなぐ・つながる～東日本大震災からのコミュニティ再生の歩み」を発行し関係者へ配布した。

また、復興支援に携わった方々への感謝と、地域コミュニティの再生に取り組んでこられた方々の懸命な努力を「忘れない・風化させない」ため、「ボランティアフォーラム～3.11 東日本大震災のボランティア活動を振り返り、考え、つなげよう、未来へ～」を開催した。なお、このフォーラムは、コロナ感染拡大防止を踏まえ、リモートによる同時配信、及びYouTubeによる配信も行った。

(6) 地区社協活動等の周知支援

本会ホームページのトップページに、「地区社協の活動紹介」のタブを新設し、「地区社協活動シート」、「サロンの開催状況」及び「地区社協だより」へのアクセスを改善したほか、地区社協が取り組んでいる地域福祉活動事例を紹介するページを追加した。

また、「地区社協だより」の発行や各種イベントの開催チラシづくりなど地域での広報活動に対して、本会CSWが紙面の検討段階から協力することにより、地域住民への活動周知や広報強化を図るための支援を行った。

2 多様化・複雑化する地域課題に対する相談体制の強化

(1) 多機関協働による包括的支援体制構築事業

複雑化、複合化した問題を抱える世帯からの相談を受け止め、その支援を地域包括支援センターや行政などの専門機関と協働して対応する「多機関協働による包括的支援体制構築事業」は、これまで太白区においてモデル事業として実施してきたが、令和2年度から全市で取り組むこととなった。

全ての区・支部事務所に相談支援包括化推進員であるCSWを配置し、民生委員児童委員をはじめ地域活動者からの相談を受け止め、高齢、障害、子ども等に係る相談や、不登校、ひきこもり、いわゆるゴミ屋敷など地域住民と専門機関との協働が必要となるケース等についても、福祉、医療、教育等の幅広い関係者・機関と連携しながら、その解決に向けての取り組みを行った。

(2) 生活困窮者の自立に向けた支援

仙台市生活自立・仕事相談支援センターの運営を受託している一般社団法人「パーソナルサポートセンター（PSC）」に職員を派遣し、生活困窮者支援の現状理解を深めるとともに、本会としても支援団体が集う連携会議に出席して生活困窮者やその支援に関する実態把握に努めた。

また、区・支部事務所においても、フードバンク事業を実施するNPO等からの食糧支援の相談や地域活動者からの生活困窮者に関わる相談を受け、必要に応じて当該生活困窮者をPSC等が実施している生活困窮者自立支援事業や家計相談支援事業等に繋げるとともに、地域生活の中で孤立することがないようにその支援に努めた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、休業や失業等により収入が減少し生活に困窮した世帯を対象に、令和2年3月から「緊急小口資金特例貸付」と「総合支援資金特例貸付」が市町村社協を窓口として、全国一斉に実施されることとなった。本会も、事業主体である宮城県社協からの要請に基づき、コールセンター設置による相談受付、申請書等の記載支援、宮城県社協への申請書提出等の窓口業務を開始した。令和2年度の宮城県社協への申請実績としては、緊急小口資金9,639件、総合支援資金7,136件の合計16,775件となった。

(3) 判断能力が十分でない方への支援

日常生活自立支援事業（まもり一歩）では、コロナ禍においても必要とされるサービスを提供できるよう、感染防止対策に細心の注意を払いながら、状況によっては訪問回数や支援方法の変更なども行い、継続的な支援に努めた。

また、増加している利用ニーズに対応するために、生活支援員の確保に向けて年齢要件等の雇用条件を見直すとともに、効率的な業務運営に努めた。

成年後見制度の利用促進に関しては、成年後見セミナーや市民後見人養成講座など一部事業は実施を見合わせたものの、今後の制度活用に向けて地域包括支援センター等支援者向けの「成年後見制度申立ての手引き」を作成・配布した。

なお、本会が事務局を担っている仙台市成年後見サポート推進協議会では、内部に設置した「権利擁護推進検討部会」において、本市における目指すべき権利擁護支援体制の構築等に向けた議論を重ね、報告書をまとめた。今後、協議会としては報告内容について、関係機関にも提言していくこととしている。

Ⅱ 指定管理施設における確実な事業推進

(1) 通所介護事業の収益改善

通所介護事業では、コロナ禍により訪問による営業活動が難しいこともあり、利用者確保に向けて、本会ホームページでのPRや、センターでの活動や利用状況等を掲載した広報紙の周辺居宅介護支援事業所等への配付などに取り組んだ。

運営面においても、外出が制限される中、季節を感じられる映像を使い行事を開催するなど工夫を凝らしながら、利用者の満足度向上に努めるとともに、人員体制の見直しにより生活支援通所型サービスの提供日数を増加した。

こうした取り組みにより、3センター合計の事業活動収入は前年度比13,081千円の増収、事業活動資金収支差額も13,886千円改善したが、経営環境は依然として厳しい状況にある。今後とも、新型コロナウイルス感染症への対策を十分に行い、安心安全なサービスの提供に努めながら、さらなる収支改善を目指して職員一丸となって取り組む。

(2) 指定管理施設の運営と更新への対応

指定管理施設、とりわけ障害者施設・高齢者施設においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえて、感染症対策を十分に行いながら、それぞれ利用者の障害特性や状態に応じたきめ細かいサービスの提供に努めた。

そうした中であって、7月に「台原デイサービスセンター」で、年明けの1月には「泉ひまわりの家」で集団感染（クラスター）が発生して、多くの利用者・ご家族及び職員が感染し、施設も一時的に休所した。再開にあたっては、仙台市の保健所や感染症制御地域支援チームの指導などに基づいて、これまで以上の感染症対策の実施はもとより、利用者・家族、関係機関への丁寧な説明を行い、信頼回復に努めたところであるが、今回の事態発生を重く受け止め、今後の施設運営において再発防止に万全を期していきたい。

なお、指定管理期間の満了する「大野田老人福祉センター」については、次期指定管理者に応募し、令和3年度から7年度までの5年間、引き続き指定管理者に選定された。

(3) 大規模改修への対応

大規模改修工事が行われた「泉ふれあいの家」では、6月より泉区内の代替施設でのサービス提供となった。代替施設においても、利用者の安全確保のため適宜施設の修繕を行うとともに、利用者の障害特性に考慮し環境変化に伴う作業や訓練等への影響が最小限となるよう細心の注意を払いながら、支援を行った。

12月には改修工事は完了し、その後利用者・保護者が安心して再移転に対応いただくため事前見学や通所練習等を実施し、同月下旬に無事再移転した。

なお、今後改修が予定されている他の指定管理施設についても、適宜、仙台市と情報共有を行い、その対応等について準備を進めた。

(4) 福祉プラザ、社会福祉センター

福祉プラザや社会福祉センターでは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市の対応方針に従って、一般市民への利用自粛要請や新規予約の停止、既存予約団体への利用自粛要請等により、利用件数・人数とも前年度の6～7割となり、大幅な減少となった。

福祉プラザでは、例年好評をいただいている「福祉施設製品合同販売会（手づくり市）」や主催事業の福祉講座は中止となったが、「認知症カフェ（ふれあいカフェ）」については、悩みごとの共有や相談できるつながりの場が欠かせないことから、関係者とも協議して感染症対策に万全を期して3回実施した。

社会福祉センターにおいては、新型コロナウイルス感染防止のために中止した事業もあったが、子育てサロンや地域健康づくり教室、点字教室、手話教室など一部の事業は参加人数の調整などの感染防止対策を講じながら開催し、福祉ボランティアの育成や住民の福祉意識の向上に取り組んだ。

Ⅲ 組織体制の強化と経営基盤の確立に向けた取り組みの推進

(1) 経営環境の変化への対応

内部監査については、平成30年度・令和元年度の2年間監査法人に委託した「内部統制の向上に対する支援」での指摘を踏まえて、監査内容の見直しを行い、これに基づき全ての部署を対象とした書面監査と2か所の実地監査を行った。

働き方改革への対応として、「総労働時間の抑制」に向けて、引き続き年次休暇の取得促進と時間外勤務の適正化に取り組んだ。時間外勤務については、生活福祉資金の特例貸付という臨時的業務への対応のため増加した部署もあったが、法人全体としては前年度より減少した。また、いわゆる「同一労働同一賃金」に関連して、令和2年4月より契約職員等に対する手当支給や休暇付与など法改正の趣旨を踏まえた改正を行った。

また、次期「経営計画」の策定に向けて、現計画（平成23年8月策定）の評価と、次期計画の項目立て等についての検討を進めた。

(2) 組織体制の強化・人材育成

平成27年4月に市と区・支部社協の組織を一体化してから令和2年4月で丸5年となったことから、合併協議を踏まえ、財政基盤の強化と法人運営の効率化等の観点からこの間の経過を検証し、今後の組織運営や財務の課題等について改めて検討を進めるため、各区・支部との意見交換を開始した。

また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、区・支部事務所等を一時的に閉鎖しなければならない事態を想定して、継続すべき業務の優先順位やその場合の運営方法等事業継続に関する対応策をまとめた。

人材育成の面では、上半期はほとんどの研修会等が中止あるいは延期となったが、オンラインや動画配信等の形式での再開されたものについては、可能な限り職員の参加に努めた。なお、将来を担う人材を養成するため、1年間を通じて開催される東北学院大学の「CSWスキルアッププログラム」には、今年度も3名の職員を受講させた。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を機に、国内でもオンラインでの会議や研修が急速に広まったことから、本会においても必要なシステムや機器を導入し、ウェブ会議の開催に取り組んだ。今後も、業務の効率化を進めるため取り組みを強化していく。

(3) 経営基盤の確立に向けた取り組み

本会や地区社協等が取り組む地域福祉活動に対して、多くの住民から理解と共感が得られるよう、広報紙「社協だよりせんだい」での周知をはじめ各種広報活動に取り組んだ。なお、「社協だよりせんだい」については、事業の中止や地域活動の停滞などもあり、8月号の発行は見送り、12月号と4月号（令和3年）の2回の発行となった。

なお、令和3年度からはSNS（ソーシャル・ネットワーキングサービス）による情報発信を検討しており、その運用等に関して情報収集を進めた。

経営基盤の強化については、地区社協や町内会等の協力を得ながら普通会员の安定した確保に努めるとともに、法人会員や寄附の状況をホームページや社協だよりもに掲載するなど、自主財源のさらなる増強に努めた。

また、令和3年の本会設立70周年記念事業である記録誌の発行に向けて、職員による編集委員会を設置し、令和3年度の発行に向けて編集作業に着手した。